

以下のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年9月15日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 官民連携による三州足助屋敷活性化支援業務
- (2) 業務の概要 本業務は、三州足助屋敷が受け継いできた「山村の暮らしと手仕事の継承」の理念を基盤としながら、社会環境や観光ニーズの変化を踏まえ、施設及び足助地域の新たな価値や将来像を検討するものである。
- (3) 履行期限 令和9年3月24日(水)
- (4) 提案限度額 7,300,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。ただし、当該資格を有しない場合は、次の表に掲げる書類を提出すること。(発行日が公告日以降又は公告日から3か月までのものに限る。)

ア	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法務局で発行
イ	納税証明書(国税)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)
ウ	納税証明書(愛知県税)	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
エ	納税証明書(豊田市税)	証明の種類は「完納証明」

※イ～エは、未納の税額がないことを証明すること。ウ及びエは、豊田市内(愛知県内)に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本関係又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 公告日において、令和3年4月以降、「官民連携による観光施設再生に関する計画、事務局運営又は調査業務」について、官公庁（国、地方公共団体、公社又は独立行政法人に限る。）が発注した案件を元請として受託し、1件当たりの契約金額（税込）が400万円以上である業務を履行した実績を有する者であること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和8年9月15日（火）から9月28日（月）まで
（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 交付場所 市ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年9月28日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- (4) 提出資料 ア 参加表明書（様式1）
イ 業務実績（様式2）及び業務実績を証明する書類（契約書や仕様書等の写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年9月29日（火）まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年9月28日（月）午後5時まで
- (2) 受付方法 メール（受付期限必着）
- (3) 提出書類 質問書（様式3）
- (4) 回 答 令和8年10月2日（金）までに参加者へメールにて行う。

7 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年10月9日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) 提出書類 以下の書類を提出すること。
ア 参加申請書（様式4）（1部）
イ 業務担当責任者等の実績（様式5）（1部）
ウ 提案書（様式6）（10部）

- ・表紙や目次のほか本文中等に、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。
- ・A4サイズ片面6枚以内とすること。
- ・以下の内容を記載すること。

(ア) 業務内容等（業務体制、実施方針、現状分析と課題整理、官民連携による推進体制づくり、創業理念を踏まえた将来価値の再定義及び実践方策の整理の提案）

(イ) 工程計画

(ウ) 業務の工夫

エ 見積書及び積算内訳書（1部）

- (5) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

8 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年10月14日（水）午後1時から午後5時までのうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 足助支所2階 第2会議室
- (3) 備考 ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答15分とする。なお、説明は業務担当責任者又は業務担当者が行うこと。
- イ 出席者数は、4名以内とする。なお、原則、業務担当責任者及び業務担当者に参加者に含めることとする。参加ができない場合は、業務経歴や実績などに関する質疑に回答できるようにしておくこと。
- ウ 説明は提出資料のみとし、追加資料等の持込みは認めない。
- エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
- オ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

9 評価基準

- (1) 次に掲げる項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、最低基準点256点以上の者とする。
- ア 業務経歴等（90点）【事務局評価】
- (ア) 企業の業務実績（30点）
 - (イ) 業務担当責任者等の業務実績（50点）
 - (ウ) 業務担当体制（10点）
- イ 業務提案内容等（72点）【選考委員評価】
- (ア) 業務実施方針（8点）
 - (イ) 本業務についての提案・意見 官民連携による推進体制づくり（36点）
 - (ウ) 本業務についての提案・意見 創業理念を踏まえた将来価値の再定義及び実践方策の整

理（24点）

（工）工程計画（4点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（90点））＋イ（業務実施計画（72点）×5人）＋ウ（価格（50点））

（2）最高得点の者が同点の場合は、評価項目のうちイ（イ）、（ウ）の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

（3）提案者が1者の場合でも、最低基準点に達しない場合は最優秀提案者として選定しない。

（4）選考は、以下の5名の委員により行う。

委員長 地域活躍部 専門監 古澤 彰朗
委員 足助観光協会 会長 田口 敏男
三州足助公社 代表取締役 岡村 達司
足助支所 支所長 杉浦 智文
シティプロモーション課 課長 山内 康資

10 選考結果の通知及び契約

（1）選考結果通知（予定）日 令和8年10月15日（木）

選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。

（2）契約（予定）日 令和8年11月19日（木）

プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

11 その他

（1）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

（2）手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（3）次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

（4）提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

（5）提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

（6）最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者から

の企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。

ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。

イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。

エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。

(8) (7) の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

(9) 全ての提案者の社名、評価結果(得点)及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

(10) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和9年度官民連携による三州足助屋敷活性化実践方策に基づく伴走支援業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

【問合せ先(提出先)】

豊田市 地域活躍部 足助支所 地域振興担当 加藤、内山

住 所 〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26-2

電 話 0565-62-0601(直通) FAX 0565-62-0606

メール asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等間土の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次の者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。